



生活・環境

水道

☎ 上下水道課 上水道室 ☎54-1118

各種届出

水道の新設手続

新築などの水道新設時の手続となります。手続は上水道室で申し込みをしてください。工事は指定業者でなければ行うことができません。

水道を使い始めるとき(開始)・使用をやめるとき(休止)

上水道室で届出書を記入していただきます。

<開栓について>

届出書を記入していただくとともに、開栓手数料700円を納入してください。

<閉栓について>

届出書を記入していただくとともに、閉栓手数料700円を納入してください。

長期間使用しない水道でも休止の届出をしないと継続して水道料金、下水道使用料がかかります。

水道料金

請求時期

水道料金は、月々の使用水量から使用料金を算定し、消費税を乗じて計算します。なお、料金は1カ月ごとに納入していただくこととしています。

上水道料金表(1カ月あたり・消費税抜き)

用途別	基本料金		超過料金(1㎡につき)	
	水量	使用料		
一般用	使用水量10㎡まで	1,000円	11~30㎡	127円
			31㎡以上	153円
大口用	使用水量200㎡まで	19,200円	201~500㎡	121円
			501㎡以上	149円
特別用	使用水量50㎡まで	7,100円	51㎡以上	141円
営業用	使用水量200㎡まで	32,600円	201~500㎡	174円
			501㎡以上	195円

※料金計算方法(基本料金+(超過水量×超過料金))+消費税

お支払方法

- 口座振替でのお支払いは、検針月の翌月末日の引き落としとなります。引き落としは1回のみで、再振替はできません。(末日が金融機関の休日の場合は翌月最初の営業日)
- 検針月の翌月10日ごろまでには、納入通知書がお手元に届きますので、上下水道課または取扱金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリ(PayPay、auPAY、d払い)でお支払いください。

水道工事

水道の新設・改造は町指定給水装置工事事業者へ

新しく水道を引いたり、蛇口を増やしたり、漏水修理などの工事をしたいときは、指定給水装置工事業者に依頼してください。

※指定給水装置工事事業者名簿は、町ホームページに掲載しています。ご確認ください。

(<https://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/suido/jousuido/kouji.html>)

広告

給水 水まわり修理・交換	給湯 シャワー給湯器交換	排水 トイレ修理・交換	上下水道 上下水道各種工事 エクステリア	電気 照明コンセント インターホン	空き家対策 空家 不要品処分 片付け・手配
住宅設備機器					
カギ手配	ガラス・サッシ 網戸・手配	クロス・床 内装・畳 襖・障子 手配	屋根 雨樋 修理・手配	お困り事がございましたら 真心込めて対応致します	
前橋市・高崎市・渋川市・吉岡町・榛東村 上下水道指定工事店				※セキュリティ・防犯設備 安全システム承ります	
安心急行 ☎ 0279-54-6716 受付 AM8:00頃~PM21:00頃 〒370-3503 北群馬郡榛東村大字新井683-28		ミナミ カゼ 南風設備		Takara standard 取扱い店	CHOFU 給湯器取扱い店
※不定休のため対応出来ない場合、お詫び申し上げます。					

非鉄・鉄・産業廃棄物収集運搬
有限会社中央金属



● 非鉄・鉄
銅・真鍮・アルミ・ステン・半田・鉄・他

● 産業廃棄物
木屑・コンクリートガラ・石膏ボード・他
基本、何でも回収いたします。
お気軽にご相談ください。

吉岡町大久保1655-1
☎ 0279-55-5034

下水道

問 上下水道課 下水道室 ☎26-2284

下水道料金表(1カ月あたり・消費税抜き)

公共下水道および農業集落排水の使用料は、水道のメータ検針の水量で計算し、下記料金表で算定された額に消費税を加えた額が料金となります。

水道ではなく、井戸水や湧水などを家事のみに利用されている場合は、計算方法が異なります。ご不明な点などありましたら、下水道室へお問い合わせください。

使用水量	使用料
10m³まで(基本料金)	1,000円
11m³以上 40m³まで 1m³につき	110円
41m³以上100m³まで 1m³につき	120円
101m³以上 1m³につき	130円

(参考料金)

使用水量15m³ ⇒ 1,550円+消費税

使用水量25m³ ⇒ 2,650円+消費税

使用水量45m³ ⇒ 4,900円+消費税

受益者負担金

公共下水道受益者負担金

公共下水道の建設事業費は、国・県からの補助金、町債、町費および受益者負担金でまかなわれています。受益者負担金制度とは、下水道の計画的な整備をできるだけ早く進めるために、公共下水道が整備されることによって利益を受ける人に建設費の一部を負担していただく制度です。

納める負担金額は、受益者(土地の所有者)の土地の登記面積に、1m²あたりの単位負担金額を乗じて算出を行います。単位負担金額は、整備に要した事業費を整備面積で割り出した額に負担割合を乗じて算出します。現在供用開始になっている区域では、単位負担金額は340円、370円または400円となっています。

すでに供用開始の区域

(土地の登記面積) × (340円、370円または400円)

新たに供用開始になる区域

(土地の登記面積) × (単位負担金額)

農業集落排水受益者分担金

農業集落排水の計画区域では、上野田地区、北下・南下地区、小倉地区の3つの計画区域で全て供用開始になっています。新たに農業集落排水への接続を希望される人に納めていただく受益者分担金は、一律29万円です。ただし、現在、小倉地区以外の地区では、処理場の施設能力に限界があるため、新規接続はできません。

今後、農業集落排水区域については、公共下水道区域へ統合される予定です。統合後は、公共下水道区域となり、下水道への接続が可能となります。

排水設備工事

つなぎこみは町指定工事店で

公共下水道または農業集落排水へのつなぎこみ工事は、適正な施工が必要であることから、町指定工事店による施工が必要です。町指定の工事店は、町ホームページからご確認いただけます。

下水道管には雨水を流さないでください！

町の汚水は、公共下水道は玉村町の県央水質浄化センター、農業集落排水は各地区の処理場で処理されます。

降雨時には雨水の混入した汚水が大量に流れ込み、処理場の機能を損なう事態が起こります。

下水道管は、公共下水道・農業集落排水ともに汚水専用となっていますので、絶対に雨どいなどからの雨水を下水道管には流さないようにお願いします。

油は大敵！

ご家庭の排水管や台所・風呂はもちろん、下水道施設にとって油は大敵です。設備の不具合、詰まりや悪臭の要因となります。日頃から油や異物を排水に流さないようにご協力をお願いいたします。



スズメバチの巣駆除費用補助金

問 住民課 住民環境室 ☎26-2245

安全安心な生活環境維持のため、スズメバチの巣駆除費用の一部を補助します。

申請

スズメバチの巣のみ補助対象となります。駆除に要した費用の領収書に記載された領収日より30日以内に申請してください。

対象 (事業者を除く)

次の全てに該当している場合

- ①スズメバチが活動している巣の駆除であること
- ②建物または土地の所有者、管理者または賃借する個人であること
- ③駆除業者によって駆除が行われていること
- ④同一年度内において、同一の建物または土地において、この事業による補助金を受けていないこと

補助金の交付額

駆除に要した費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限1万円。

その他

申請書などは窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

問 住民課 住民環境室 ☎26-2245

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主には、「生涯に1度の登録」・「1年に1度の狂犬病予防注射」が義務づけられています。家族の一員である愛犬のためにも必ず受けましょう。

登録ができる場所

- ・住民環境室窓口または町で行っている集合注射の会場(毎年4月・10月ごろ)
- ※登録後に「鑑札」を交付します。

狂犬病予防注射ができる場所

- ・町で行っている集合注射の会場(毎年4月・10月ごろ)
- または群馬県獣医師会に所属している動物病院
- ※狂犬病予防注射後に「注射済票」を交付します。
- ※群馬県獣医師会に所属していない動物病院で予防注射をした場合は、獣医師が証明する狂犬病予防注射の証明書(写し)を提出し、住民環境室窓口で注射済票の交付を受けてください。

鑑札と注射済票の取り扱い

鑑札と注射済票は他の市町村に引っ越すときなどに必要となります。狂犬病予防法により、首輪などに付けることが義務付けられています。

猫の去勢・不妊手術補助金

問 住民課 住民環境室 ☎26-2245

飼い猫の去勢・不妊手術にかかる費用の一部を助成します。

対象

次の全てに該当する人

- ①町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること
- ②町税などを完納していること
- ③猫(営利を目的として飼養している猫を除く。以下同じ。)を飼養管理している(所有者の判明しない猫を責任を持って世話している場合を含む。)こと
- ④獣医師法第3条に規定する免許を有する者が開業する動物病院において、猫に不妊去勢手術を受けさせていること

補助金額

手術に要した費用の10分の10(1,000円未満切り捨て)。ただし、不妊手術は1頭あたり5,000円、去勢手術は1頭あたり3,000円を上限とします。

その他

- ・猫の不妊去勢手術の日から6カ月以内に申請してください。
- ・申請書などは窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

道路(歩道)の動物の死骸

問 住民課 住民環境室 ☎26-2245
産業観光課 農業振興室 ☎26-2281

道路や歩道で、犬・猫の死骸を見つけた場合には住民環境室に、鳥獣(鳥・狸など)の死骸を見つけた場合には農業振興室にご連絡ください。なお、家の庭などの私有地に関しては、町で回収することができませんのでご了承ください。また、ペットなどは飼い主自身で対応をお願いします。

収集するごみ

問 住民課 住民環境室 ☎26-2245

家庭ごみの分別と出し方

詳細は町ホームページに掲載の「ごみの分け方・出し方」パンフレットをご確認ください。



広 告

お客様の想いをシンシアリティーで仕立てる。

株式会社 DeCO

----- 快適住環境部 -----

天井床下断熱工事・消毒・害虫駆除工事
天井床下相談無料受付中

✉ deco@pd6.so-net.ne.jp
北群馬郡吉岡町漆原1489-32

☎ 0279-26-9104
FAX 0279-26-9115

可燃ごみ(燃えるごみ)

町指定の可燃ごみ用袋(緑色の袋)に入れて出してください。

◇対象品目

紙類、紙おむつ、厨芥類、繊維類、ゴム製品、皮革製品、布団類など

- ・生ごみは水切りをよくしてから出してください。
- ・貝ガラは可燃ごみです。
- ・使い捨てライターは必ず中身を使い切ってください。
- ・ペットボトルはリサイクルへ出してください。
- ・新聞紙、牛乳パック、ダンボール、衣類は自治会などによる資源ごみ集団回収へ出してください。



不燃ごみ(燃やさないごみ)

町指定の不燃ごみ用袋(半透明の袋)に入れて出してください。

◇対象品目

金属類(アルミ缶、スチール缶)、乾電池(アルカリ電池、マンガン電池)、陶器類、ガラス、小型家電など

- ・ガラスビン(ビン)はリサイクルへ出してください。
- ・モバイルバッテリーなどの小型充電式電池は絶対に入れないでください。ごみ収集車の火災につながります。



危険ごみ

町指定のコンテナ(赤色)に入れて出してください。

◇対象品目

スプレー缶・カセットボンベ・蛍光灯 のみ

- ・スプレー缶、カセットボンベは中身を使い切り、穴を開けずにコンテナに入れてください。
- ・上記対象品目以外のものは入れないでください。



プラスチック類

町指定のプラスチック専用袋(黄色の袋)に入れて出してください。

◇対象品目(プラマーク付き、または100%プラ製品)

卵パック、食品トレイ、お菓子の袋、発泡スチロール、バケツ類、CD・DVD、タッパー型保存容器 など

- ・水や紙で汚れを落としてから出してください(汚れが落ちないものは可燃ごみ)。

- ・1辺の長さが50cmを超えるものは、50cm未満に切断して出してください(ホース、雨合羽など)。
- ・まな板やアクリル板など厚みのあるプラスチックは出せません(厚さ5mm以上で曲げられないもの)。
- ・プラスチック類を出す際は、二重袋で出さないでください。リサイクル時に破袋することが難しくなります。



リサイクルごみ

<ビン>

キャップを取り、中を洗い、指定されたコンテナへ入れてください。破損したビンや化粧品容器のように油分の多いビンは「不燃ごみ」として出してください。

一升ビンは資源ごみ集団回収、または酒屋さんに出してください。

ビンの種類	主な分別対象物	回収容器
無色透明ビン	透明のジュースビン、洋酒ビン、ドリンクビン、調理用ビンなど	
茶色ビン	茶色のジュースビン、洋酒ビン、ドリンクビン、調理用ビンなど	
その他のビン	透明・茶色以外のジュースビン、洋酒ビン、ドリンクビン、調理用ビンなど	

<ペットボトル>

必ずキャップをはずし、容器内を洗いラベルをはがしてつぶさずに出してください。

◇対象品目

ジュース、しょうゆ、酒、焼酎、みりんなどの入っていたペットボトル。PETマーク(1番のマーク)がついているものに限りです。

<その他>

段ボール・雑誌・新聞・アルミ缶・スチール缶などについては、地域の資源ごみ回収に出しましょう。

役場西側駐車場に設置した吉岡町資源ごみストックハウスもご利用いただけます。ぜひご活用ください。

搬入可能時間: 9:00~17:00(年末年始の役場閉庁日を除く毎日)



粗大ごみ(大きいごみ)

町指定の粗大ごみシールを貼って出してください。

◇主な分別対象物

ストーブ(石油は抜くこと)・電子レンジ・掃除機などの家庭用電気製品。

木・竹・家具類などの木製品。

いす、机、ベッド、ソファ・マットレスについては金属部分と布部分を切り離せば回収します。



町では収集できないもの

販売業者や専門業者などに依頼してください。

- ・タイヤ ・ガスボンベ ・バッテリー ・消火器
- ・バイク ・ボイラー ・鉄線ワイヤー ・鉄片
- ・金属塊 ・コンクリート塊 ・陶器塊 ・タイル塊
- ・農機具 ・農業用ビニール ・ドラム缶
- ・自動車部品 ・業務用冷蔵庫 ・建築廃材
- ・感染性医療廃棄物 ・廃油 ・破碎の困難なもの
- ・爆発性、毒物性、劇物性の内容缶類
- ・事業活動で生じたごみ など

家電リサイクル法対象品目(家電4品目)の出し方

家電リサイクル法対象品目は、粗大ごみ、不燃ごみとして出すことができず、渋川地区広域圏清掃センターへ持ち込むこともできません。

家電リサイクル法に基づき、下記のいずれかの方法で適正に処理してください。

◇家電4品目

- ・エアコン ・テレビ
 - ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機、衣類乾燥機
- ①販売店での回収(購入店舗や買い換え時など)
②町の連携事業者による自宅回収
③町の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼
④家電リサイクル券と併せて指定引取場所へ自己搬入

広 告

産業から一般家庭用ゴミ等何でもご相談ください

●廃プラスチック類 ●木くず ●ゴム
●ガラス ●金属 ●コンクリートくず及び陶磁器
●がれき類 ●解体その他

群馬県(許可No.0100 0156153)

産業廃棄物・運搬処理

株式会社 石川産業

お問い合わせ ▶ TEL.0279-20-5545
FAX.0279-20-5546
mail:shikawasangyou@tbz.t-com.ne.jp

【事務所】〒370-3608 吉岡町下野田833-1
【資材センター】〒370-3608 吉岡町下野田1447-8

※①～③はリサイクル料金+収集運搬料金、④はリサイクル料金がかります。

詳しくは町ホームページをご確認ください。

宅配便を利用した小型家電(パソコン含む)の回収

パソコン・小型家電リサイクルの推進と、利便性の向上を図るため、リネットジャパンリサイクル株式会社と協定を結び、宅配便を利用したパソコンと小型家電の回収を行っています。

- ①インターネットまたはFAXから申し込み
- ②データなどを消去して段ボール箱に梱包(3辺合計140cm以内、重量20kg以内)
- ③宅配業者が、希望の日時に回収

◇利用料金

1箱1,650円(税込)

パソコン(本体)が同梱されていると1箱分無料になります。(パソコンの原型を保っていること)

※CRT(ブラウン管)モニターを排出する場合は、パソコンが含まれていても処理費用がかかります。

使用済みインクカートリッジ回収

ごみやCO₂排出量を削減し、地球環境への貢献を図るため、使用済みインクカートリッジの回収を行っています。資源の有効活用にぜひご協力ください。

◇設置場所

- ①吉岡町役場 本庁舎1階 住民課窓口前
- ②吉岡町文化センター玄関ホール
- ③吉岡町コミュニティセンター玄関ホール

純正カートリッジ、リサイクルカートリッジともに全メーカー対象です。メンテナンスボックスは回収できませんが、トナーの回収はできません。

小型充電式電池回収

ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、モバイルバッテリーなどは、吉岡町役場住民課住民環境室の窓口にて回収しています。

- ・ごみ集積所には絶対に出さないでください。ごみ収集車の火災の原因となります。
- ・電子機器から取り外してください。(モバイルバッテリーはそのまま回収できます。)
- ・リサイクルマークのないもの、膨張、破損したものは回収できません。



家庭ごみ収集計画

収集エリア	
明治地区(西部)	・小倉 ・上野田 ・上野原 ・下野田 ・北下 ・南下 ・陣場
駒寄地区(東部)	・大久保寺下 ・大久保寺上 ・溝祭 ・駒寄 ・漆原西 ・漆原東

区分	収集日
可燃ごみ (もえるごみ)	明治地区(西部):毎週 月・木曜日 駒寄地区(東部):毎週 火・金曜日
不燃ごみ (もやさないごみ)	毎月 第1・3水曜日
危険ごみ	毎月 第3水曜日
プラスチック類	毎週 水曜日
分別ごみ (リサイクルごみ)	【ビン】 毎月 第1水曜日 【ペットボトル】毎月 第2・4水曜日
粗大ごみ	各自治会 年2回 ※日程及び場所は町ホームページをご確認ください。

※土・日曜日の収集はありません。

※年末年始は一部変更となる可能性があります。詳しくは町ホームページをご確認ください。

ごみの直接搬入

清掃センターへの直接持ち込みが可能です。
(有料10kg/220円)

- ・免許証などの身分証明書を持参してください。
- ・分別して搬入してください。
- ・「町では収集できないもの」に記載されている品目のほか、一部受け入れができませんものもございます。搬入前に清掃センターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

荒川地区広域圏清掃センター ☎23-0460
荒川市行幸田3153番地2

搬入時間(土・日曜日、年末年始を除く)

8:30~16:30

(12:00~13:00を除く)

※午前中は12:00、午後は16:30には退場できるよう、余裕を持って搬入してください。

事業系ごみの出し方

量の多寡にかかわらず、事業系ごみを町のごみ集積所に出すことはできません。ごみ集積所に出せるのは、一般家庭のごみだけです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められており、業種や営利目的の有無、規模に関わらず、個人で飲食店や店舗を営む者、会社、事務所、工場、建築現場、病院、保育園、公共施設などから排出された全てのごみが事業系ごみとなります。事業活動に伴って発生した全てのごみは、自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。

専門業者に依頼するなど、適正に処理してください。

生ごみ処理機器購入費補助金

☎ 住民課 住民環境室 ☎26-2245

コンポスターおよび電動式生ごみ処理機器の購入に係る費用の一部を助成します。

対象

次の全てに該当する人

- ①町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること
- ②町税などを完納していること
- ③生ごみ処理機器を購入し、これを家庭から排出される生ごみの減量化または堆肥化のために適切に使用し、かつ、適切に維持管理できること
- ④生ごみを堆肥化する場合は、堆肥化された生ごみを自ら適正に処理することができること
- ⑤生ごみ処理機器を購入した方法がオークション、フリーマーケットその他の個人間取引による購入または中古品の購入でないこと
- ⑥生ごみ処理機器の使用状況などについて、町が実施する利用状況の調査に協力できること

※コンポスターは1世帯につき2基、電動式生ごみ処理機は1世帯につき1基を上限とします。(本補助金の交付決定の日からコンポスターは2年、電動式生ごみ処理機には5年を経過し、かつ、使用できなくなった場合を除く。)

補助金額

【コンポスター】

購入に要した費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限3,000円

【電動式生ごみ処理機】

購入に要した費用の5分の4(100円未満切り捨て)で、上限50,000円

※購入に要した費用には、消費税および地方消費税の額を含み、販売店などのポイント、クーポンなどにより割引された額、設置費、配送料、附属品および消耗品費を除きます。

その他

- ・購入の日から6カ月以内に申請してください。
- ・申請書などは窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。



浄化槽設置事業費補助金

問 上下水道課 下水道室 ☎26-2284

町では河川や地下水、そして水路などの水質浄化を図りながら、環境保全に努めています。

私たちの生活雑排水は河川に流れるか、地下に浸透しています。自然の浄化作用が飽和状態となったとき、汚染が目に見えてきます。これでは、本来の状態に戻るまでかなりの時間と莫大な費用が必要になります。

また、この状態が改善されなければ、土壌汚染に発展するなど、自然環境の破壊がますます深刻になり、ついには私たちの健康・生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。

このようなことから、町では環境汚染防止策の一環として、合併処理浄化槽設置の補助金制度を設けています。

補助対象となる区域および建築物

補助対象区域は、公共下水道の区域または農業集落排水の区域を除く全域です。公共下水道または農業集落排水に接続ができない場合は補助対象になります。

原則一般住宅の合併処理浄化槽を個人が設置した場合に補助対象となります。5戸以上の分譲住宅や貸家および1,000㎡以上の開発行為などによる箇所は補助対象になりません。

補助対象要件など、ご不明な点は下水道室へお問い合わせください。

補助金交付額

11人槽以上の浄化槽は、補助の対象になりません。

当該年度予算内で補助金交付枠に制限がありますので、申請にあたってご不明な点がありましたら、下水道室へお問い合わせください。

人槽	新設	転換(くみ取り・単独→合併)
5人槽	174,000円	274,000円
6～7人槽	225,000円	325,000円
8～10人槽	298,000円	398,000円



浄化槽保守点検業者および清掃業者

問 上下水道課 下水道室 ☎26-2284

し尿処理および浄化槽清掃業者

町でし尿のくみとりおよび浄化槽の清掃を行える業者は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の許可を受けている以下の業者です。

業者名	電話番号	住所
(有)北群馬衛生社	54-2768	南下1394-1
(有)渋川衛生社	22-0923	渋川市渋川2003
(有)関東清掃社	22-0294	渋川市渋川1813-33

浄化槽保守点検業者

町で浄化槽の保守点検業務を行える業者は、群馬県知事の登録を受けた業者です。登録を受けた業者は、群馬県ホームページの「中部環境事務所管内保守点検業者一覧」で確認ができます。

公害など

問 住民課 住民環境室 ☎26-2245

公害相談

町では、工場などからの騒音・振動・悪臭などの公害を防止し、生活環境を保全するため、公害に関する相談や工場・事業所などへの立ち入り調査を行っています。公害の種類によって、町と群馬県が役割分担をしています。

統計調査

問 企画財政課 企画室 ☎26-2241

統計調査は、調査毎に実態や状況を把握し、各種行政施策などの基礎資料を得るうえでとても重要なものです。調査員が訪問した際は、調査のご協力をお願いします。

消費者行政

問 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280

「消費者トラブル」に関する相談窓口として渋川市消費生活センターを渋川市、榛東村と設置しています。消費生活センターでは、相談内容を整理し、内容によっては法律専門家への紹介も行っております。相談する場合は事前に電話でご連絡ください。

渋川市消費生活センター(☎22-2325)

- ・場 所: 渋川市役所第2庁舎1階(渋川市石原6-1)
- ・受付時間: 平日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
9:00～16:00



町営住宅

☎ 建設課 都市建設室 ☎26-2278

町営住宅とは

町営住宅は、町が住宅に困っている人に低廉な家賃でお貸しする住宅です。入居には条件があります。
※現在、新規の入居は受け付けておりません。

入居条件

- ①現在住宅に困っている人
- ②入居予定の人が全員親族であること(婚約をしている人も含みます。)
- ③前年中の収入(入居予定親族の収入を含む)が収入基準(概ね月額158,000円以下)に当てはまる人
- ④敷金(家賃の3カ月分)を納入できる人
- ⑤申請者および同居者が、暴力団員でないこと

木造住宅の耐震対策

☎ 建設課 都市建設室 ☎26-2278

木造住宅耐震診断者派遣事業

地震から身を守るためには、家屋の耐震性を知ることが大切です。家屋の耐震対策を支援するため、耐震診断者派遣事業を行っています。

該当する建物

- ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の面積が2分の1以上のもの
- ・平屋建てまたは2階建てのもの
- ・在来軸組構法によって建築されたもの

費用

- ・無料(ただし、診断者の交通費1,000円などは申込者負担)

その他

- ・募集戸数や申込期間、必要書類などが定められています。詳しくは、都市建設室へご相談ください。

吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金

☎ 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280

地域経済の活性化を図るため、販路開拓などに取り組む町内の小規模事業者を対象に補助金を交付します。

対象

- ①町内に所在地がある小規模事業者
- ②支店またはフランチャイズ店でないこと
- ③創業から1年以上経過していること
- ④他の補助金を重複して受けていないこと
- ⑤町税を滞納していないこと
- ⑥過去にこの補助事業を受けていないこと

対象事業

- ・広報事業
- ・展示会出展事業

補助金額

- ・対象経費の2分の1(ただし、1,000円未満は切り捨て)
- ・補助金限度額30万円

住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金

☎ 住民課 住民環境室 ☎26-2245

環境にやさしいまちづくりのため、住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を助成します。

対象

次の全てに該当する人

- ①町内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていること
 - ②町税などを完納していること
 - ③自ら居住する住宅(住宅が共有名義の場合は、共有者全員の同意を得たもの)に発電システムを設置し(あらかじめ設置された住宅を購入した場合を含む)、または蓄電システムを設置したこと
 - ④電力会社との電力供給契約を締結しており、発電システムは電力供給開始日、蓄電システムは保証開始日から6カ月以内に申請書が提出されていること
 - ⑤対象システムの費用を負担していること
- ※法人・集合住宅および店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は補助金の対象になりません。
※補助金の交付は各システムごとに1回限りとします。

補助の対象となるシステム

次の全てに該当すること

【発電システム】

- ①低圧配電線と逆流ありで連系し、太陽電池の最大出力の合計値およびパワーコンディショナーの定格出力の合計値がそれぞれ10kW未満のシステムであるもの
- ②起動および停止などに関して全自動運転を行うもの
- ③未使用なもの

【蓄電システム】

- ①蓄電容量の合計が1kWh以上であること
- ②常時発電システムと接続していること
- ③未使用なもの

補助金額

【発電システム】

太陽電池モジュールの公称最大出力(小数点以下第3位切り捨て)1kWあたり25,000円で、10万円を上限とします。(1,000円未満切り捨て)

【蓄電システム】

一律5万円

その他

- ・予算額の上限に達した場合は、その時点で受け付けを終了します。
- ・申請書などは窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。



勤労者住宅資金利子補給

☎ 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280

勤労者の住宅建設の促進と福祉の向上を図るため、住宅建設資金に対する利子補給を行っています。

対象

次の全てに該当する人

- ・給与所得者
- ・金融機関から資金を借り入れ、町内に専用住宅を新築または新築された専用住宅を購入した人
- ・当該住宅に住民登録(住民票)があり居住している人
- ・町税を完納している人

※本制度は支払いを終えた利子に対して補給を行うものです。1年間返済を終えた人が対象です。

補給金額

- ・金融機関から借り入れた額のうち1,000万円以内に対して年利1.0%の利率で計算した額を限度とします。
- ・借入金の返済を開始した月から1年以内に支払った利子が対象です。

注意

本制度は申請ができる期間が限られています。住宅の元金を初めて返済する月を1月目として12月目までの期間を終え、初めて到来する1月が申請期間です。

「はかり」の特定計量器定期検査

☎ 産業観光課 産業振興室 ☎26-2280

計量法により、取引・証明に使用される特定計量器のうち、「はかり」は2年に一度の定期検査の受検が義務付けられています。定期検査は計量法に基づき群馬県知事が指定する指定定期検査機関により実施されますので、「はかり」を取引や証明に使用する人は必ず定期検査を受けましょう。なお、定期検査に合格した「はかり」には、定期検査を合格した年月を記載した定期検査済証印(合格シール)が表示されます。

- ・吉岡町の定期検査実施年度：令和8年度、令和10年度、令和12年度…になります。
 - ・検査実施者：(一社)群馬県計量協会(指定定期検査機関)
- ※不明な点は(一社)群馬県計量協会(☎027-263-8217)または、群馬県計量検定所(☎027-263-2436)にお問い合わせください。

農地中間管理事業

☎ 農業委員会事務局 ☎26-2281

農地中間管理機構(群馬県農業公社)が、貸し手と借り手の間に入り、農地を貸したい人(出し手)から農地を借り受け、担い手農家(受け手)へ農地を貸し付ける制度です。公社への貸付期間は原則10年以上です(5年まで短縮可)。受け付けは年2回です。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

農地の売買・賃借・転用

☎ 農業委員会事務局 ☎26-2281

農地を売買・賃借する場合は農業委員会の許可が必要です。また、農地以外のもの(住宅など)に転用する場合は農業委員会の承認を受け、県知事の許可が必要です。

農業委員会への許可申請の受付期間は毎月21日～25日(土・日曜日、祝日を除く)です。

農業者年金制度

☎ 農業委員会事務局 ☎26-2281

農業に従事する60歳未満の人で、国民年金第1号被保険者であれば、農地などの権利名義が無くても、誰でも加入できます。積立方式の年金制度ですので、納めた保険料とその運用益が将来のあなたの年金の原資となります。

保険料は、月額20,000円を基本とし、1,000円刻みで、67,000円(国民年金の付加保険料を除く)まで増やすことができます。全額、社会保険料控除が受けられます。

なお、認定農業者や青色申告者などの意欲ある担い手に対し、国の保険料助成(政策支援)があります。



エコドライブ10のすすめ



燃料消費や二酸化炭素排出量を減らすエコドライブで、環境にもお財布にも優しい運転をしましょう。

1. 自分の燃費を把握しよう
2. 発進時はふんわりアクセルでゆっくりと
3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
4. 減速時は早めにアクセルを離そう
5. エアコンの使用は適切に
6. ムダなアイドリングはやめよう
7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
8. タイヤの空気圧から始める点検・整備
9. 不要な荷物はおろそう
10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

出典：エコドライブ普及連絡会

